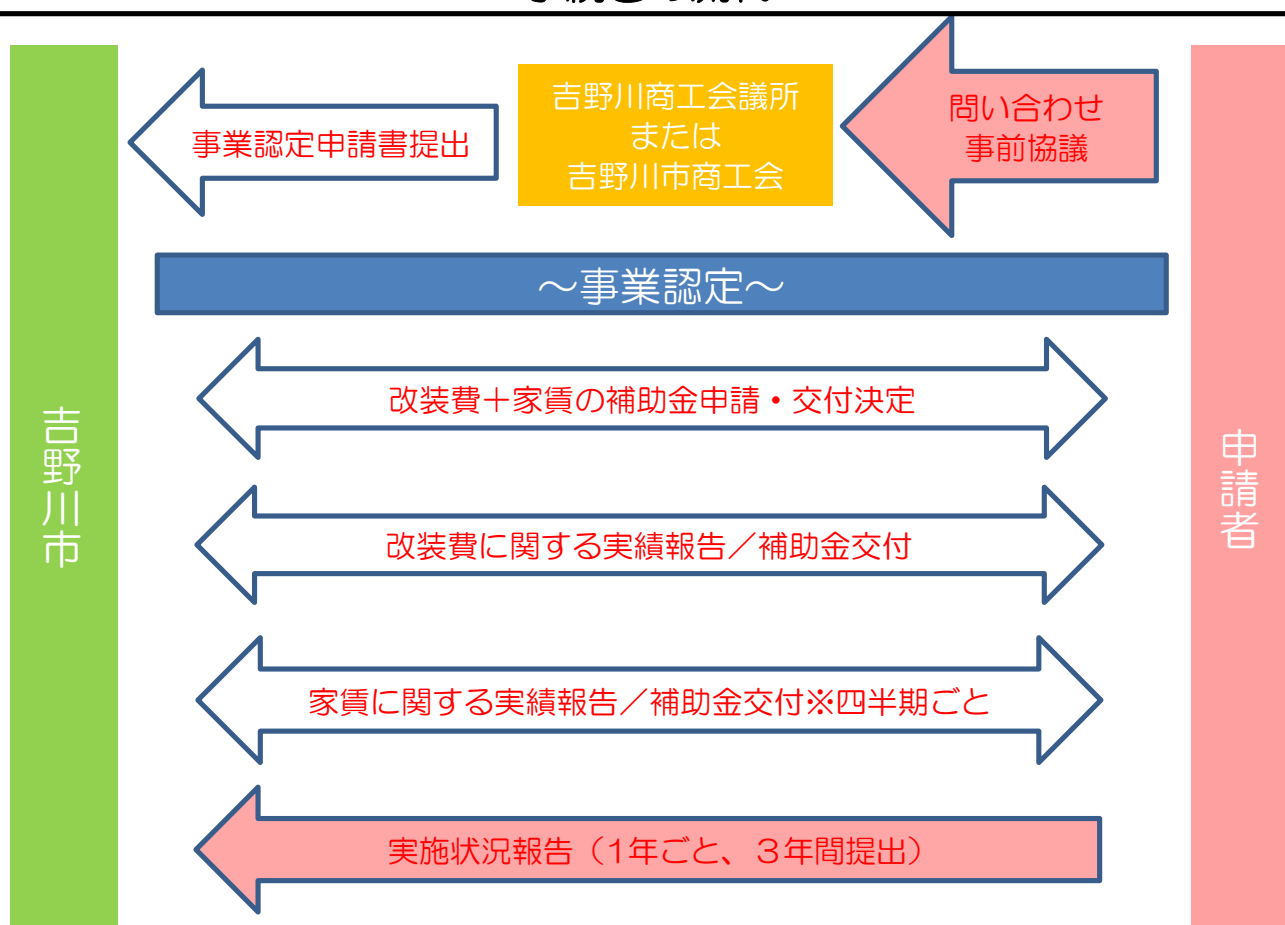


※改装工事は原則として、市内に事業所を置く事業者を利用すること。

	補助対象経費	補助金の額
改装費	空き店舗等の改装に要する経費（内装工事、外装工事、給排水設備工事、サイン工事及び電気工事に要する経費とし、エアコン等の取り外し可能であり、再利用可能なもの・換金性の高いものについては対象外とする。）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、50万円を限度とする。
賃借料	空き店舗等の賃貸借期間初日の属する月の翌月から起算して1年を経過した日の属する月までの期間の賃借料（礼金及び敷金を除く）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、月額3万円を限度とする。

手続きの流れ



お問い合わせ先

○吉野川商工会議所
〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島169-1
TEL 0883-24-2274 FAX 0883-24-2288
URL <http://www.yoshinogawacci.jp>

○吉野川市商工会
〒779-3401 吉野川市山川町翁喜台117 山川地域総合センター2F
TEL 0883-42-5642 FAX 0883-42-5349
URL <http://yoshinogawashi-shokokai.com/>

